

あなたも

# 市民後見人

## になりませんか？



成年後見制度は認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方に代わって財産管理や福祉サービスの契約などを行い、安心して地域で暮らせるよう支援するものです。

この制度を支える成年後見人を弁護士や司法書士などの専門職後見人が担うだけでなく、必要な知識と技術を身につけた一般市民が「市民後見人」として身近な立場で寄り添い、支援していただくことを目的に『市民後見人養成講座』を開催します。

興味や関心のある方は、是非事前説明会にご参加ください。

**※市民後見人養成講座受講を希望される方は、この事前説明会参加が応募要件になります。**

参加費  
無料

『市民後見人養成講座』事前説明会 【定員 50名】

日時・会場

令和2年 **10/20** (火)

14時～16時 (受付13時30分～)

江別市総合社会福祉センター内 研修室  
(江別市錦町14番地87)

内容

「地域を支える成年後見（市民後見のすすめ）」

講師 東京大学 大学院教育学研究科 コミュニティ意思決定支援プロジェクト  
特任専門職員 東 啓二

自分のため、ご家族のために必要な身近な制度という視点に立って成年後見制度の概要を説明するとともに、地域の支え合いの仕組みとして「市民後見人」の必要性について講演します。

「市民後見人養成講座」のご案内 / 江別市成年後見支援センター

市民後見人養成講座日程・カリキュラム・応募要件・手続き、受講終了後の活動等について説明し、応募書類を配布します。

ご来場の  
皆様へ  
お願い

- ①会場内にアルコール消毒液を準備していますので、ご使用ください。
- ②当日はマスク着用などの感染予防対策のご協力をお願いいたします。
- ③運営スタッフならびに講師もマスクを着用いたします。ご理解のほどお願いいたします。
- ④ご入室時に受付で検温を実施した場合、37.5度以上の場合、入場をお断りする場合がございます。

申込方法

裏面の参加申込書により、FAX、郵送、メール、または社協窓口でお申し込みください。

申込期日

令和2年10月14日（水）必着まで

※定員に達した場合は、市民後見養成講座受講希望がある方を優先とし、他は先着順となります。  
申込多数のため参加いただけない場合は、電話連絡いたします。

お問合せ・申込 江別市成年後見支援センター（社会福祉法人 江別市社会福祉協議会）

〒069-0811 江別市錦町14番地87 江別市総合社会福祉センター

電話 011-375-8988 FAX 011-385-1236

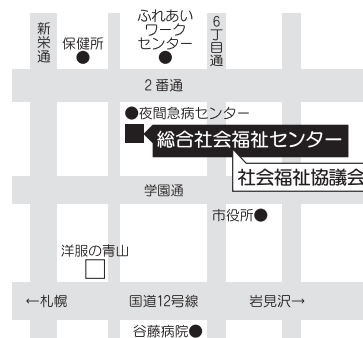
## ■市民後見人養成講座カリキュラムの概要（予定） 【定員30名】

講座全日程を受講し、市民後見人として活動ができる江別市民の方が対象。

- 【講義日程】 全6日間、時間帯は概ね9時～16時20分
- 11月17日（火）開講式、市民後見概論等
  - 20日（金）成年後見制度の基礎
  - 24日（火）成年後見制度の実務
  - 27日（金）介護保険制度、生活保護制度等自治体の施策
  - 12月 1日（火）地域福祉の取り組み、現役市民後見人による実践報告等
  - 22日（火）閉校式、終了証交付、市民後見人等登録手続き

- 【地域実習】 12月2日（水）  
～12月11日（金）の期間中に1日実施  
市内高齢者施設、障がい者施設での実習

- 【家庭裁判所見学】 12月実施予定  
札幌家庭裁判所を見学



キリトリ線 ✂

## 『市民後見人養成講座』 事前説明会参加申込書

江別市成年後見支援センター 行

FAX 011-385-1236  
メール kouken@ebetsu-shyakyo.jp

申込期日

令和2年10月14日（水）まで

名前・性別	住所・電話番号 (日中連絡可能なもの)	市民後見人養成 講座受講の意思	市内の介護保険・障がい福祉 サービス事業所に勤務され ている場合は事業所名を記 入して下さい
男・女	( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講する</li> <li>・ 受講しない</li> <li>・ 未定</li> </ul>	
男・女	( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講する</li> <li>・ 受講しない</li> <li>・ 未定</li> </ul>	
男・女	( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講する</li> <li>・ 受講しない</li> <li>・ 未定</li> </ul>	

お申し込みの際の個人情報は、市民後見人養成講座、事前説明会の準備・開催に関する業務のみに使用いたします。